

Ⅱ 基本計画の概要

1 基本計画の目標

基礎調査の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担に反対する人が賛成する人を上回り、市民の意識の変革が進みつつありますが、全国平均と比べると反対の人の割合が低く、性別役割分担意識がまだ残っていると考えられます。意識変革の遅れがDV被害や労働における男女格差、女性ゆえ男性ゆえの生きづらさを生み出していると思われます。また、さまざまな場面での方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいるものの、対等な関係性の構築には至っていません。そのため、基本計画 2025 においても基本的な方向性として、基本計画 2020 の体系をおおむね継続していくものと考え、基本計画 2025 では次の5つの目標とします。

【5つの目標】

目標1 性別にかかわる人権の尊重

性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現をめざします

目標2 男女平等参画推進のための意識変革

男女平等参画について理解される社会の実現をめざします

目標3 方針決定過程への女性の参画拡大

さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします

目標4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

企業等において女性が活躍でき、同時に、男女がともに希望する「仕事と生活」のバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします

目標5 家庭・地域における男女平等参画の促進

家庭・地域生活においても、男女がともに参画し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします

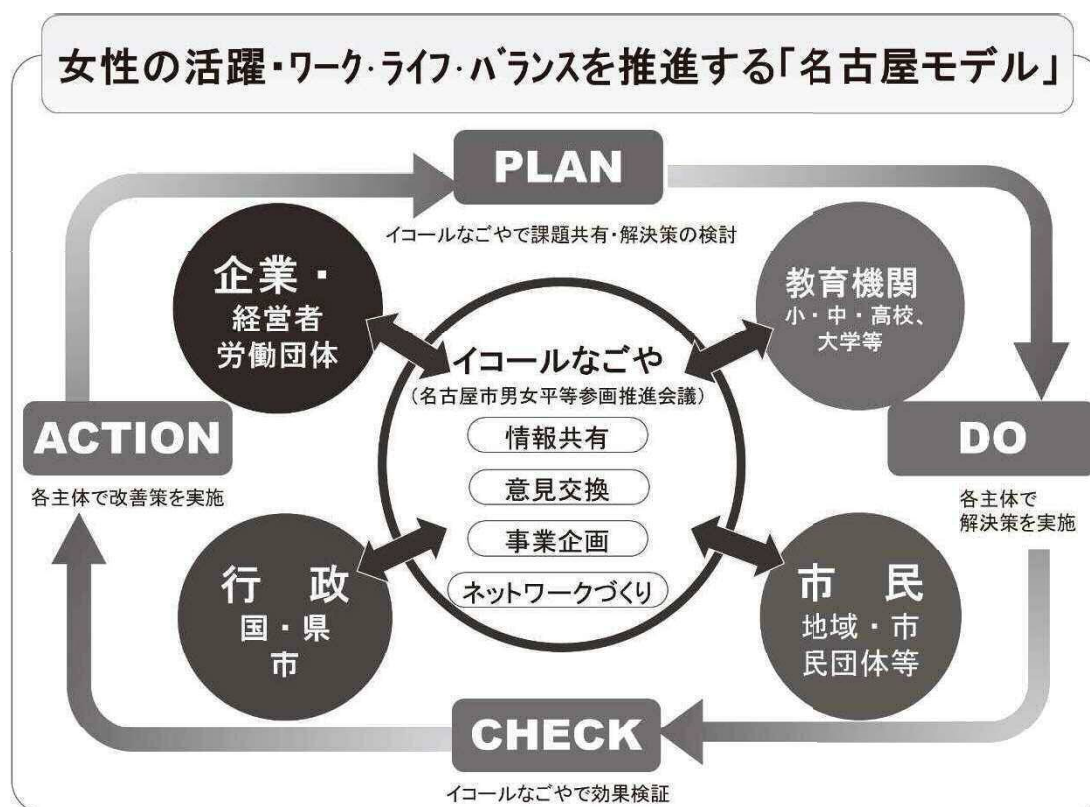
2 基本計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

男女平等参画施策の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向けた全庁的な取組を図ります。

また、さまざまな分野の市民や団体から構成される「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」において、平成 29 年度に行政・企業・大学等が課題を共有し、目標を定め、それぞれが主体的に解決策に取り組み、さらに推進会議でその効果検証を行うことで取組の改善につなげる仕組みである「名古屋モデル」を構築し、連携を図りながら男女平等参画を推進しています。

今後も計画の実効性の確保に向けて、市民、事業者、団体等それぞれの主体的かつ積極的な推進とともに、これまで以上に互いの連携体制を強化した取組を重ねていきます。



(2) 拠点施設としての機能充実

男女平等参画施策の推進拠点として、平成 15 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供・交流事業・講座や相談事業等を総合的に実施しています。平成 26 年度には男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」という共通愛称のもとさまざまな連携した取組を効果的に実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館等と連携した実効性ある充実した事業実施に努め、拠点機能の充実を図ります。

3 基本計画の進行管理・評価

(1) 成果指標の設定

計画の推進状況を把握するため、目標ごとに成果指標とその目標値を設け、できる限り毎年度成果指標の達成状況を把握します。

また、掲載事業についても、毎年度実施状況を把握します。

(2) 年次報告の公表と進捗状況の評価

条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。

あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

(3) 男女平等参画審議会による調査審議

条例第22条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

4 基本計画の全体像

男女共同参画社会の実現

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

男女平等参画基本計画2025

計画の体系

- 目標1 性別にかかわる人権の尊重
- 目標2 男女平等参画推進のための意識変革
- 目標3 方針決定過程への女性の参画拡大
- 目標4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進
- 目標5 家庭・地域における男女平等参画の促進

5目標

22方針

81事業

計画の推進体制

男女平等参画推進協議会による
全庁的な取組の推進

男女平等参画推進会議の
体制強化

拠点施設としての機能充実
(男女平等参画推進センター)

男女平等参画推進なごや条例

基本理念（概要）

- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

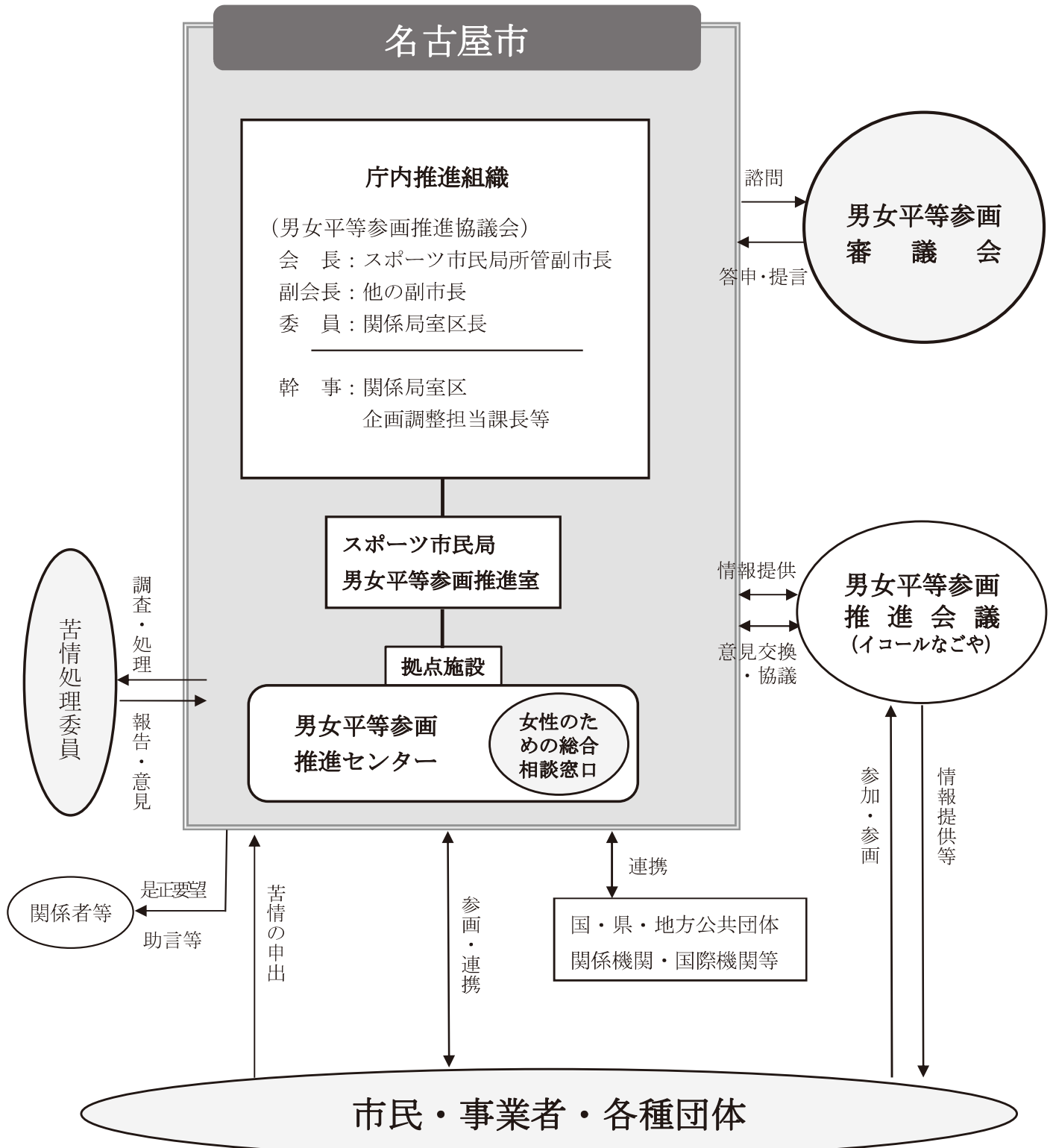
他関連計画と整合を図る

○名古屋市総合計画2023
○配偶者からの暴力防止
及び被害者支援基本計画
(第4次)
○なごや人権施策基本方針
○なごや子ども・子育て
わくわくプラン2024
等

＜計画の推進体制＞

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進



Ⅲ 目標ごとの方針と事業

＜基本計画の体系＞

目標	方針	施策の展開
目標 1 性別にかかわる 人権の尊重	①性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発 ②配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発 ③配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援 ④性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援 ⑤メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発 ⑥様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援 ⑦多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進	29 事業 <u>重点的な取組</u> ▶女性のための総合相談 ▶性犯罪・性暴力の防止対策 ▶DV根絶のための意識啓発事業 ▶デートDV防止のための意識啓発事業 ▶DV被害者等への相談・支援 ▶生涯にわたる健康教育・健康支援 ▶経済的自立に向けた支援 ▶多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発・専門相談等
目標 2 男女平等参画 推進のための 意識変革	⑧性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発 ⑨学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進 ⑩地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進 ⑪男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供	14 事業 <u>重点的な取組</u> ▶男女平等参画に向けた意識啓発事業 ▶男女平等教材を活用した教育・学習の推進 ▶男女平等参画の視点に立ったキャリア教育等の推進 ▶男女平等参画についての教員等への研修
目標 3 方針決定過程への 女性の参画 拡大	⑫市政等における女性の方針決定過程への登用推進 ⑬地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大 ⑭企業における女性の方針決定過程への参画拡大	8 事業 <u>重点的な取組</u> ▶審議会等への女性委員の登用促進 ▶市職員の管理職等への女性の登用促進 ▶女性の活躍推進企業認定・表彰制度
目標 4 雇用等における 女性の活躍と ワーク・ライフ・ バランスの 推進	⑮雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発 ⑯働く場における女性の活躍推進 ⑰ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた家庭生活への支援 ⑱仕事と子育て・介護との両立支援に向けた事業者への支援	18 事業 <u>重点的な取組</u> ▶女性の活躍推進企業認定・表彰制度 ▶女性の活躍に向けた中小企業への啓発 ▶女性の職業能力開発支援 ▶企業への両立支援に向けた啓発 ▶子育て支援企業認定・表彰制度 ▶ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度
目標 5 家庭・地域にお ける男女平等 参画の促進	⑲男性の家事・育児・介護等への参画促進 ⑳地域活動における男女平等参画の促進 ㉑高齢期における男女の就業・社会参画支援 ㉒防災における男女平等参画の促進	12 事業 <u>重点的な取組</u> ▶男性の家事・育児への参画支援 ▶男性の介護への参画支援 ▶地域活動における男女平等参画の啓発 ▶防災対策についての広報啓発